



# 建設業の労働災害急増中！

## 神奈川県内で死亡災害が多発しています！

令和4年における建設業の県内の死亡災害による死者数は、前年の21人から、9人と大幅に減少しました。

しかし、今年に入って、県内で建設業の死亡災害が急増しており、4月末の段階で、前年同期の死者数が1名だったのに対し、今年はずでに5名が亡くなっています。

	発生月	業種	事故の型	起因物	被災者の年齢層
1	2月	土木工事業	墜落・転落	掘削用機械	60～64
2	2月	その他の建設工事業	飛来・落下	荷姿の物	65～69
3	3月	建築工事業	崩壊・倒壊	地山・岩石	20～24
4	3月	建築工事業	交通事故	トラック	80～84
5	3月	土木工事業	崩壊・倒壊	地山・岩石	75～79

## 横浜南署管内で休業災害が倍増しています！

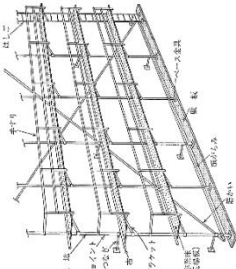
横浜南労働基準監督署管内では、今年に入って死亡災害こそ発生していませんが、休業4日以上の死傷災害が急増しており、4月末の段階で19件と前年同期比111%増と倍増しています。

令和5年 休業災害の内訳(4月末現在)			
災害種別	件数	災害種別	件数
墜落・転落	6	はさまれ・巻き込まれ	5
飛来・落下	2	交通事故	2
激突	1	切れ・こすれ	1
有害物との接触	1	その他	1

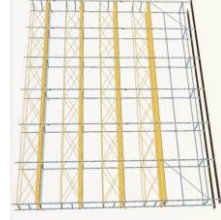
- 労働災害防止のための重点実施事項
- 1 正しい作業手順と安全作業の基本の順守
  - 2 作業開始前の打ち合わせの実施(予定外作業が生じた場合はその都度)
  - 3 現場巡視の徹底
  - 4 「安全の見える化」の推進
  - 5 安全衛生教育の充実

## 1 一側足場の使用範囲を明確化

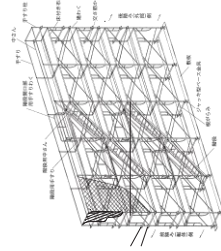
主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例（（一社）仮設工業会より提供）



本足場の例（（一社）仮設工業会より提供）



（※）令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

## 2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

## 3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあつては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

## 4 施行日等

公布日：令和5年3月

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日